(財務省)

 税 目 登録免許税 要 預金保険法第 101 条の2第1項の規定による特定回収困難債権の買取りにかたる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税を当分の間、非課税とすること。 望 注)特定回収困難債権:金融機関が保有する債権等のうち、金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特別の事情がある債権(例:債務者又は保証人が暴力団員であり、当該債務に係る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産にでき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれる債権) 内 容 (1) 政策目的 預金保険法第 101 条の2の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定に資することを目的とするものである。 (2) 施策の必要性 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・原収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が再実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものでは多年目的とするものでは利を目的とするもので営利を目のとするもので含むなどのよりになると言います。 		(財務省) ————————————————————————————————————
要 預金保険法第 101 条の 2 第 1 項の規定による特定回収困難債権の買取りにかたる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税を当分の間、非課税とすること。 望 注)特定回収困難債権:金融機関が保有する債権等のうち、金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特別の事情がある債権(例)債務者又は保証人が暴力団員であり、当該債務に係る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産にでき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれる債権) 内 平年度の減収見込額 - 百万円(一 百万円) 新 (1) 政策目的 預金保険法第 101 条の 2 の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買りり、回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものであり、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融シスラムの安定に資することを目的とするものである。 な (2) 施策の必要性 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	制 度	名 預金保険法に基づく特定回収困難債権の買取りに係る登録免許税の 非課税措置
記録 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3	税	目 登録免許税
大きのに通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特別の事情がある債権(例:債務者又は保証人が暴力団員であり、当該債務に係る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産につき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれる債権) 内	要	預金保険法第 101 条の2第1項の規定による特定回収困難債権の買取りにかかる不動産に関する権利の移転登記の際の登録免許税を当分の間、非課税とすること。
の る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産になき、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれる債権) 内 平年度の減収見込額 - 百万円(制度自体の減収額) - 百万円(制度自体の減収額) - 百万円(制度自体の減収額) 新 (1) 政策目的 預金保険法第 101 条の2の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものである。 が、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融シスラムの安定に資することを目的とするものである。 な (2) 施策の必要性 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	望	注)特定回収困難債権:金融機関が保有する債権等のうち、金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の関係がある。
平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) - 百万円 (制度自体の減収額) - 百万円 (制度自体の減収額) - 百万円 (一 百万円)	Ø	る契約が遵守されないおそれがある債権、当該債権に係る担保不動産につ き、その競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込ま
容 (制度自体の減収額) (- 百万円) 新 (1) 政策目的 預金保険法第 101 条の2の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものである。 り、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融シスラムの安定に資することを目的とするものである。 な (2) 施策の必要性 な 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではなる。	内	
設 預金保険法第 101 条の2の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものである。	容	
り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものである。 り、金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融シスラムの安定に資することを目的とするものである。 拡 充 (2) 施策の必要性 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	新	(1) 政策目的
ムの安定に資することを目的とするものである。 拡 充 (2) 施策の必要性 ス 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	設	預金保険法第 101 条の2の措置は、預金保険機構に特定回収困難債権の買取り・回収機能を追加し、当該業務の協定銀行への委託制度を整備するものであ
充 (2) 施策の必要性 ス 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	•	
ス 協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	拡	
収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の は 余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	充	(2) 施策の必要性
│ は │余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではな	又	協定銀行が預金保険機構の委託を受けて行う特定回収困難債権の買取り・回収は、金融機関から売却の申出のあった債権につき、協定銀行が事実上判断の
│	は	余地なく要件に該当する限り買取りを行うもので営利を目的とするものではなく、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務
	延	の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定化を図ろうとする
長 特定回収困難債権は、その性格上、担保物件の処分に要する費用や時間等 =	長	特定回収困難債権は、その性格上、担保物件の処分に要する費用や時間等コ
│ せば、債権の価格に転嫁されることにより、さらに買取り価格が低く抑えられ	を	ストが大きく、買取り価格は低くなることが想定され、これに登録免許税を課せば、債権の価格に転嫁されることにより、さらに買取り価格が低く抑えられ
必 る事も想定され、金融機関が債権の売却を躊躇することになりかねない。	必	
	要	金融機関に債権譲渡のインセンティブを与えることにより、特定回収困難債権
め切り離しの促進を図る必要がある。	ح	の切り離しの促進を凶る必要がある。
क	す	
ব	る	
理	理	
曲	由	

今回の要望に関連する事項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	4-2 金融破綻処理制度の適切な整備·運用及び迅速・的確な金融危機 管理
		政 策 の 達成目標	金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて信用秩序の維持・金融システムの安定を図ることを目標とする。
		租税特別 措置の適 用又は延 長期間	当分の間
		同上の期 間 中の達成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	金融機関から特定回収困難債権の切り離しの促進が見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	協定銀行による特定回収困難債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込み。
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予 算 上の 措置等 と要望項 目	なし
		との関係	

	要望の措置の 妥 当 性	協定銀行による特定回収困難債権の買取り・回収機能は、金融機関と反社会的勢力との関係を遮断することにより、金融機関の業務の適切性及び健全性を確保し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。
これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	新設要望のため、該当せず
和税特別措置の	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	新設要望のため、該当せず
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	新設要望のため、該当せず
関連する事項	前回要望時からのでは、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切では、一切	新設要望のため、該当せず
これまでの 要 望 経 緯		なし